

事務連絡
平成28年4月25日

各都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

河川水難事故防止に係る国土交通省の取組について（通知）

平素より、当省の防災教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。

このたび国土交通省より「河川水難事故防止の取組実施」について、別添のとおり、協力依頼がありました。例年、大型連休中にも水難事故が発生している状況にあることから、国土交通省におけるこれらの取組も十分活用し、学校における指導の参考にさせていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会防災教育主管課においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く。）に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対しても周知するようお願いいたします。

(本件担当)

防災教育係（千葉，杉本）

電話：03-5253-4111（内線2670）

03-6734-2670（直通）

FAX：03-6734-3794

e-mail: anzen@mext. go. jp



国 水 環 第 3 号
平成28年4月25日

文 部 科 学 省
初 等 中 等 教 育 局
健 康 教 育 ・ 食 育 課 長 殿

国 土 交 通 省
水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
河 川 環 境 課 長



河川水難事故防止の取組実施についての協力願い(依頼)

国土交通省においては、7月の河川愛護月間のうち7月1日～7日を「河川水難事故防止週間」と位置付け、河川水難事故防止に関する啓発を重点的に行っているところです。

例年、GW期間中にも水難事故が発生している状況にあり、また、今後、学校等の夏休みにかけて水難事故の多発が懸念されます。

河川利用は基本的には自由使用であり、河川利用者が安全に河川を利用出来るようにするためには、行政からの情報提供等に加えて、河川利用者自らが水難事故の危険性に対する認識を持つとともに、河川利用者が安全に利用出来るよう、地域に住む人々が身近な河川の状況を常日頃から注視し、河川利用者の危険回避を促すような地域力の向上も望まれるところです。

国土交通省においては、更なる普及啓発活動に取り組んで参りますので、貴省の関係機関へ周知して頂きますようお願いいたします。

実施内容につきましては、別紙を参照願います。

【実施内容】

1. 河川水難事故防止に向けた協働の推進

国土交通省においては、教育関係機関を含め関係機関との河川水難事故防止に向けた認識の共有・取組の協働等を推進して参ります。

2. 水難事故防止に関する講習会等の実施

国土交通省において予定しているイベント・説明会等において、可能な範囲で河川の安全利用を啓発している団体などと連携を図りつつ、水難事故防止に関する説明・講習などを実施して参ります。

3. 重点的な河川巡視の実施

日頃から実施している河川巡視において、水難事故が多発する場所を追加し、若しくは重点的に点検を実施して参ります。

4. 河川水難事故防止の「出前講座等」の実施について

児童の水難事故が多くなる夏休み期間に先立ち、河川水難事故防止週間を中心に、河川水難事故防止に関する出前講座等を可能な範囲で積極的に実施して参ります。

5. ホームページ等による情報発信について

出前講座等の実施(予定)日について、河川水難事故防止週間中及び夏休み期間中に実施、または予定の河川水難事故防止の啓発に関する内容を含んだ出前講座等の実施(予定)日、講座名、内容、実施対象等を各地方整備局等において積極的な情報発信を実施して参ります。



事務連絡
平成28年4月25日

北海道開発局
建設部 河川企画官 殿
各地方整備局
河川部 河川調査官 殿
沖縄総合事務局
開発建設部 技術管理官 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 河川環境評価分析官 三橋さゆり



河川水難事故防止の取組実施について(依頼)

河川水難事故防止対策については、「中小河川における水難事故防止策検討WG」の報告を受け、平成21年度より7月の河川愛護月間のうち7月1日～7日を「河川水難事故防止週間」と位置付け、啓発を重点的に行っているところです。

例年、GW期間中にも水難事故が発生している状況にあり、また、今後、学校等の夏休みにかけて水難事故の多発が懸念されます。

河川利用は基本的には自由使用であり、河川利用者が安全に河川を利用出来るようにするためには、行政からの情報提供等に加えて、河川利用者自らが水難事故の危険性に対する認識を持つとともに、河川利用者が安全に利用出来るよう、地域に住む人々が身近な河川の状況を常日頃から注視し、河川利用者の危険回避を促すような地域力の向上も望まれるところです。

本年度においては、河川水難事故防止週間に限らず、下記のとおり更なる普及啓発に取り組んでいただくをお願いします。

地域河川担当課においても、本件について都道府県及び政令指定都市への参考送付をお願いします。

なお、河川水難事故防止の実施内容について、文部科学省と連携・協力し関係者へ周知致します。各地方整備局・事務所等においては、学校等と連携して進めていただくをお願いします。

記

1. 河川水難事故防止に向けた協働の推進

各地方整備局・事務所等において、既存会議等を活用するなどして、関係都道府県・市町村、警察・消防機関、教育関係機関、地元団体等の関係者と、河川水難事故の防止に向けた認識の共有・取組の協働等を推進して下さい。その際、「水辺の安全ハンドブック」^{*}1、「水難事故マップ」、既存資料等の活用を図るとともに、各地方整備局・事務所等の実情に応じた対応をお願いします。

2. 河川水難事故防止に関する講習会等の実施

各地方整備局・事務所等において予定している水生生物調査などのイベント・説明会等の機会を活用して、可能な範囲で河川の安全利用を啓発している団体などと連携を図りつつ、水難事故防止に関する説明・講習などを実施して下さい。

3. 重点的な河川巡視の実施

日頃から実施している河川巡視において、水難事故が多発する場所を追加し、若しくは重点的に巡視を実施して下さい。

4. 河川水難事故防止の「出前講座等」の実施について

児童の水難事故が多くなる夏休み期間に先立ち、河川水難事故防止週間を中心に河川水難事故防止に関する出前講座等を可能な範囲で積極的に開催して下さい。

実施にあたっては、「子どもの水辺再発見プロジェクト(水辺の楽校含む)」や治水・利水・環境といった既存の出前講座等も活用して、河川水難事故防止の内容を盛り込むかたちなど工夫して下さい。

5. 情報発信について

(1) 出前講座等の実施(予定)日

河川水難事故防止に関する内容を含んだ出前講座等について、実施(予定)日、講座名、内容、実施対象等を各地方整備局等においてとりまとめ、積極的にホームページ等による情報発信を実施して下さい。

上記の取り組みについては、本省の広報でも活用するため、様式-1に記入の上、ご提出下さい。

(2) 全国の水難事故マップ

子どもの水辺サポートセンター(公益財団法人河川財団内に設置)では、河川水難事故防止のため、川や水辺を活用した安全で楽しい体験活動を推進するための取り組みの一環として「全国の水難事故マップ」を同センターのホームページ上で公開しています。また、河川の現地等でも同様の情報を確認できるよう、過去に事故のあった場所や、利用者の多い場所において、「全国の水難事故マップ」のQRコードを看板やチラシに表示するなど、河川水難事故の予防に役立てて下さい。

全国の水難事故マップURL: <http://www.kasen.or.jp/mizube/tabid118.html>

(3) リーフレットの配布・活用について

国交通省 HP に掲載しているリーフレットについて、各市町村教育委員会を通じた学校等への配布を行うとともに、上記項目の1、2、4において併せてご活用ください。

リーフレット掲載 URL : http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/play/stop_suinan_leaflet.html

6. 取り組み結果等提出期限

①様式-1 : 平成 28 年 5 月 28 日(金) 12:00

②取り組み結果掲載HPのURL: 逐次

※①について災害対応等で対応が困難な整備局等は個別対応いたします。

※本依頼文における河川水難事故防止の取組について、9月頃に取組実績の調査依頼を行う予定です。

7. 本件問い合わせ・提出先

国土交通省河川局河川環境課 河川環境教育係長 内藤

TEL : 03-5253-8447 (80-35433)

e-mail : naitou-y8311@mlit.go.jp

※1「水辺の安全ハンドブック」については、(公財)河川財団へ問い合わせください。

(URL : <http://www.kasen.or.jp/mizube/tabid129.html>)

<関係通達等>

提言「恐さを知って川と親しむために」(平成 12 年 10 月)

急な増水による河川水難事故防止アクションプラン(平成 19 年 7 月)

中小河川における水難事故防止策検討 WG 報告書(平成 21 年 1 月)

・「河川水難事故防止週間の実施について」【 H21.6.3 国河環第 18 号】 H27 例規集 p1111

・河川(水面を含む)における安全利用点検の実施について【 H21.3.13 国河環第 106 号】 H27 例規集 p735

・河川(水面を含む)における安全利用点検の実施について【 H21.3.13 事務連絡】 H27 例規集 p737

・河川利用者の安全を高める取り組みの推進について【 H18.8.31 国河環第 32 号】 H27 例規集 p746

・「「事件・事故」及び「ヒヤリ/ハット」の報告について」【 H24.4.12 保全企画室企画専門官発事務連絡】

・「「事件・事故」及び「ヒヤリ/ハット」の報告について」【 H26.9.5 事務連絡】

・「河川水難事故防止の取組実施について」【 H27.5.18 事務連絡】

・水難事故に関する報告について【 H27.5.11 事務連絡】

関係報告書や取り組み事例等の参考情報は下記URLからご覧いただけます。

(1)関係施策

提言「恐さを知って川と親しむために」(平成 12 年 10 月)
急な増水による河川水難事故防止アクションプラン(平成 19 年 7 月)
中小河川における水難事故防止策検討 WG 報告書(平成 21 年 1 月)
<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/play/anzenriyou.html>

(2)平常時における看板作成に困ったら

下記 URL から「第 2 回 中小河川における水難事故防止策検討 WG」にて議論されました注意看板の「記載内容の考え方と具体例」が参照できます。
http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tyusyokasen_WG/dai02kai/dai02kai_siryous3-3.pdf

(3)各事務所の取組事例

中国地方整備局 太田川河川事務所 「水辺の安全教室」の例
<http://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/topics/news/pdf27/20150623press-mizubenoannzennkyousitu.pdf>
中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 河川安全利用推進協議会の例
http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/garbage/pdf/kyougikai_20150622.pdf
中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 水難事故マップの作成例
<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/garbage/pdf/suinanjiko-map.pdf>

(4)「水辺の安全ハンドブック～川を知る。川を楽しむ～」

安全に楽しく川や水辺で活動するために活用を図っていただき、水難事故の防止にお役立願います。
子どもの水辺サポートセンター: <http://www.kasen.or.jp/mizube/tabid129.html>

(5)ライフジャケット着用の普及キャンペーン

子どもの水辺サポートセンター(公益財団法人河川財団内に設置)等では、河川水難事故防止のため、川や水辺での事故を減らし、安全で楽しい体験活動ができるようライフジャケット着用を普及する取り組みの一環として「ライジャケ・オン・キャンペーン」を7月より全国で開催する予定です。詳細は子どもの子どもの水辺サポートセンターHPを参照ください。

ライジャケ・オン・キャンペーンURL: <http://www.kasen.or.jp/mizube/tabid230.html>

(6)川の指導者養成講座

河川水難事故防止に関する体験活動を行う場合は、正しい知識に基づき関連する資格を有している者が行う、または、サポートすることが望ましいとされています。

そのため、指導者を養成する講座を活用することが望ましいです。

(NPO 法人 川に学ぶ体験活動協議会:通称RAC)

<http://www.rac.gr.jp/03activeRAC/katudou2.html#a1>